南伊豆町合宿等誘致補助該当・非該当判断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 該当　 | 　学校教育法で規定された児童、生徒、学生及び未就学児で構成されたスポーツ活動又は文化活動を目的とした学校の部活、クラブ、サークル、ゼミナール、少年団などが組織の活動目的のために行う合宿、大会等【例】・運動部、クラブチームの合宿練習・サッカー少年団の大会・応援団の合宿練習・ゼミの発表会・ゼミの調査合宿・サークルの合宿 |
| 非該当　 | 修学旅行、臨海学校などの学校や学年、クラスを単位とする学校行事、社会人で構成された組織の合宿、業者が募集して実施するツアーや体験会、講習会【例】・会社の部活動の合宿・社会人フットサルチームの大会・家族旅行・ゼミ、サークル等によらない、学生同士の旅行・バイク仲間でのツーリング・社員新人研修・商品等展示発表会・運転免許取得合宿・参加者が町民のみ |